

「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（案）」 に関するパブリックコメント手続を実施します。

市では、指定管理者制度のより適切な運用を図るため、「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（案）」を策定しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

業務改革推進課（市役所4階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下の URL からご覧ください。

(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成27年2月2日（月）～3月2日（月）（必着）

・募集方法

「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所業務改革推進課
- 2 F A X：043-245-5692
- 3 電子メール：gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：業務改革推進課（市役所4階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成27年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電 話 043-245-5030

ファクシミリ 043-245-5692

電子メール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp